

令和4年度 山梨県インターネット動画広報業務委託仕様書

1 委託業務名

令和4年度 山梨県インターネット動画広報業務委託

2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

3 事業の目的

本県の魅力や県の事業及び施策をわかりやすく伝える動画を制作し、県公式 YouTube チャンネル「山梨チャンネル」で配信するとともに、様々なメディアを活用したPRを行うことにより、再生回数の増加を図り、YouTube の利用率が高い世代を中心に、県内外の幅広い世代に本県の魅力や情報を伝える。

また、魅力的な動画の配信を通じて、「山梨チャンネル」全体のレベルアップを図り、チャンネル登録者数の増加に結びつける。

4 成果目標

事業実施に当たっては、山梨県と協議の上、目標となる指標（チャンネル登録者数、動画再生回数等）を定め、目標達成のために必要な事項については山梨県と協議の上、随時実施する。

目標はチャンネル登録者 2,000 人増加、及び動画再生回数 50,000 回（平均）以上とする。

5 業務内容

受託者は、次に掲げる（1）から（4）の項目について、山梨県と協議しながら、全体コンセプトの設定及び体制の構築を行い、業務を実施する。

（1）ターゲットとする世代にリーチする動画の制作、及びPR

① 受託者は、次に掲げる動画を計 22 本以上制作する。

なお、動画の企画・構成・脚本については受託者が作成し、事前に県の承認を受けた上で制作すること。また、取材先の選定・調整等は受託者が行う。

ア 県の魅力を伝える動画 : 12 本以上

イ 県の事業及び施策を伝える動画 : 10 本以上

・制作に当たっては、トレンドを意識し、話題性のある著名なインフルエンサーを起用するなど、YouTube 動画ならではの企画・演出とし、視聴者、特にターゲットとする世代の興味を引き、多くの方に視聴されるような動画とすること。

・制作した動画は全て県の公式 YouTube チャンネル「山梨チャンネル」で配信する。著名なインフルエンサーを起用した動画の配信については、より県の情報が拡散されるように自身のチャンネルなどを活用すること。その際は、山梨県や県の公式 YouTube チャンネルの情報を紹介するとともに、概要欄にリンク先を記載するなど県の情報に誘導する仕組みを取り入れること。

② 動画制作は概ね毎月 2 本程度、配信は概ね隔週 1 本程度とし、委託期間中において、極度な偏りがないようにすることとし、山梨県と受託事業者間で協議し、決定する。

③ 制作した動画の配信期間は、配信日から起算して 1 年以上とする。

④ 動画の制作等、業務の一部を動画制作会社等に再委託することができる。

- ⑤ 動画ごとにPR告知としてYouTube ショート用の動画を併せて制作する。
 - ⑥ 動画の制作に当たっては、サムネイル及び概要欄の制作も併せて行うこと。
サムネイルについては、視聴者の興味を引き、多くの方に視聴されるよう工夫をこらすものとし、山梨県の確認及び承認を受けること。
 - ⑦ 制作動画、及びサムネイルについてはインターネット上で配信可能な状態でその都度、県の指定する方法で県に納品すること。
 - ⑧ 本事業の目的を達成するために、山梨県と協議の上、ネット系メディア、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、TrueView インストリーム広告などの各種媒体を活用し、動画ごとに効果的なPRを行うこと。なお、新聞、テレビ、印刷物等を活用した広告も可とする。
- (2) 山梨チャンネル全体の運用及び本事業で制作した動画以外の動画に関するアドバイス支援**
本委託業務で制作した動画だけでなく、山梨チャンネルで公開している他の動画やチャンネルデザイン等を含め「山梨チャンネル」全体の運用についてアドバイス支援を行うこと。
- (3) 企画会議の実施**
月1回以上の企画会議を県内で開催し、取材する題材や動画の構成案、広報計画等について受託者の責任において提案し、山梨県と協議すること。
なお、企画会議の結果については、受託事業者で取りまとめの上、速やかに山梨県に報告すること。
- (4) 効果測定・分析**
本委託業務について広告の表示回数、チャンネル登録者数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、時間帯別、地域、特性等）等の分析数値などを県の求めに応じて報告すること。また、その結果に応じて、視聴者の傾向などを分析し、山梨県に対してその都度改善案を示すとともに、以後の動画制作に随時適切に反映させること。

6 事業報告

委託事業終了後、委託契約等に基づき委託業務完了報告書を提出することとする。

7 その他

- (1) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (2) 委託業務において制作した動画については、その全てを、ハードディスクもしくは県が指定するそれに準ずる方法により、山梨県に成果品として提出すること。
- (3) インフルエンサーの起用にあたっては、各種法令を遵守したうえで、視聴者に誤解を与えないような演出とすること。また、動画制作に当たっては、YouTube のコミュニティガイドライン、日本民間放送連盟放送基準、その他各種法令等を遵守すること。
- (4) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際の企画提案書等に記載した事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書（仕様書）に追記する。